(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

四　(一)　保安林の所在場所　愛媛県松山市窪野町乙一一三、乙一一五の一四、乙一一六の三から乙一一六の五まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

窪野町乙一一三・乙一一五の一四・乙一一六の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五　(一)　保安林の所在場所　愛媛県東温市南方字西大谷二九七七の五、二九七七の九、字東大谷二九九一の二二、二九九一の二七、二九九一の二九

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西大谷二九七七の五・二九七七の九・字東大谷二九九一の二二・二九九一の二七（以上四筆において次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

六　(一)　保安林の所在場所　愛媛県伊予市上唐川字下田甲一〇五の一、字上田甲一〇六、字下甲一六五、字鹿鳴乙一四一の一、乙一四一の三、乙一四三の一、字猿林乙二二三、乙二二七、乙二三〇、乙二三一、乙二三三

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下田甲一〇五の一・字下甲一六五・字鹿鳴乙一四一の三・乙一四三の一・字猿林乙二二三・乙二二七・乙二三〇・乙二三一・乙二三三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、字上田甲一〇六

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

七　(一)　保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡松野町大字奥野川一五二七、一五三四の一、一五三四の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字奥野川一五二七・一五三四の一・一五三四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大阪府河内長野市天見二一〇〇・二一〇四の甲・二一五六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二一〇八の一、二一一五から二一二〇まで、二一二一の二、二一二一の三、二一二二から二一二四まで、二一二六から二一三一まで、二一三三から二一三九まで、二一四〇の一、二一四一の一、二一四一の二、二一四三、二一四四、二一四五の二、二一四六の一、二一四八の二、二一五二から二一五六まで、二一五九、流谷一五〇（次の図に示す部分に限る。）、一五八、一五九、一六二、一七五、二五一、二五二、三〇四から三〇七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び河内長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県美馬郡つるぎ町半田字高清一五六九、一五七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高清一五六九・一五七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡石井町石井字石井二六四六の一、二六四七の一、二六四七の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び石井町役場に備え置いて縦覧に供する。）